

川崎市告示第 6 0 2 号

開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 1 1 年川崎市条例第 5 0 号）第 6 7 条の規定に基づき、開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針を次のように定め、平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日から適用する。

平成 1 2 年 1 2 月 1 日

川崎市長 高橋 清

事業者は、開発行為等を行う際、工事公害の未然防止を図るため、次に掲げるところにより実施するものとする。

- 1 作業時間及び日曜、祝日等の休日における作業（ただし、災害防止等緊急やむを得ない場合は、この限りでない。）
 - (1) 1 日の作業時間は、原則として、午前 8 時から日没までとし、1 0 時間を超えない範囲内とすること。
 - (2) 日曜、祝日等の休日は、原則として作業を行わないこと。
- 2 騒音・振動に関する工事公害の防止事項
 - (1) 騒音を発生する重機類は、低騒音型の機種を採用し、工法についても極力騒音及び振動の影響が少ない工法を選定するよう配慮すること。また、建設機械等については、点検整備を徹底すること。
 - (2) 複数の建設機械等の同時使用を極力避け、その配置も可能な限り周辺住宅から離すこと。
 - (3) やむを得ず計画地の外周部付近で、大きな騒音が発生する作業を行う場合で、周辺住宅に大きな影響が及ぶ場合については、必要に応じて防音パネル等を設置して影響の低減に努めるとともに、機種の選択、運転（稼働）方法について特に配慮すること。
 - (4) 過度な操作や運転は慎み、短時間の作業待ちでも可能な限りエンジンを停止させるなど、不必要な騒音及び振動を出さないよう周知徹底すること。
 - (5) 作業用道路は、原則として、住宅から離れた位置に設置し、常に整備、保守をすることにより、騒音、振動の防止を図ること。
 - (6) 過度な車両の集中が発生しないよう配車計画に留意するとともに、機械及び資材等の搬出入は、作業内容に応じて、必要最小限にするよう努めること。
- 3 粉じん等に関する工事公害の防止事項
 - (1) 工事期間中において、粉じん等の飛散を防止するため、散水、覆い等を施すとともに、土質、周囲の状況等によっては、しめ固め、薬剤散布による表層の固め又はこれと同等の効果が認められる処置を講ずること。
 - (2) 土砂等の搬出入に際しては、車両の荷台をシートで覆うとともに、出入口付近及び一般道路に飛

散した土砂等は、速やかに除去するよう、常に清掃に努めること。

4 屋外燃焼行為による工事公害の防止事項

工事期間中においては、工事現場での屋外燃焼行為を極力行わないこと。

5 汚水に関する工事公害の防止事項

- (1) 汚水（工事に伴い発生する濁水、アルカリ水等公共用水域の水質及び水生生物の生息環境の悪化の原因となるその他の液体をいう。）が、極力発生しないような工事計画を立てること。
- (2) 資材は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第45条に規定する特定有害物質を含むものを極力使用しないこと。
- (3) 汚水が飛散し、流出し、地下浸透しない対策を施すこと。
- (4) 発生した汚水は、最も適した処理設備、処理方法により処理し、規則別表第11及び規則別表第12の新設の事業所の場合の規制基準に適合させた後排水すること。
- (5) 現場で処理できない場合は、産業廃棄物として関係法令を遵守して適正に処理すること。
- (6) 事業者は、現場作業者に汚水流出防止の意識教育の徹底を図ること。

6 事故防止に関する事項

- (1) 工事期間中は、事故防止のため、関係者以外が立ち入りできないような処置を講ずること。
- (2) 車両の出入口及びルートを明確にするほか、要所には、交通事故防止のため、交通整理員を配置すること。

7 近隣住民への配慮事項

- (1) 事業者は、工事施工に当たり、あらかじめ周辺に及ぼす影響等を考慮して、周辺住民に工事内容を十分に説明し、了解を得られるよう努めること。
- (2) 事業者は、工事の進ちょく状況において、工事計画の変更又は著しい工事公害が発生すると予想されるときは、事前に周辺住民に説明を行い、協力を得られるよう努めること。

8 その他一般的事項

- (1) 事業者は、工事施工過程において、工事公害等の理由により、施工区域及びその周辺の建物、工作物等に被害を与えたときは、事業者が責任をもってその解決に当たること。
- (2) 事業者は、計画地内に駐車スペースを十分確保し、周辺道路での駐・停車の禁止を徹底すること。
- (3) 工事に伴い土壌を搬入し造成等を行う場合は、特定有害物質等による汚染のおそれがない土壌により行うこと。
- (4) 土壌汚染のおそれがないと判断できない場合は、あらかじめ特定有害物質等について、分析を行い汚染のないことを確認しておくこと。